

# 固定資産税の届出・申告

固定資産税は、毎年1月1日（12月31日までに変更したもの）現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金です。次に該当する場合は2月2日(月)までに必ず届出や申告をしてください。

- ①土地の利用状況を変更したとき
  - ・農地から宅地、山林から雑種地、宅地から宅地以外などへ現況地目を変更した場合。
- ②家屋を新築・増改築したとき
  - ・家屋とは住宅・店舗・倉庫・車庫などで、屋根と三方を囲う壁があり土地に定着したものをいいます。
- ③家屋を取り壊したとき
- ④納税義務者に変更があったとき
  - ・所有者が亡くなり相続登記が済んでいない場合。
  - ・未登記家屋の所有者が変更になった場合。
- ⑤償却資産の申告
  - ・事業を営んでいる方は、事業のために使用する償却資産（構築物や機械・器具・備品など）を申告する義務があります。

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461

## 相続税の課税対象となる方の範囲が拡大されます！

平成25年度税制改正により、基礎控除の引下げを含めた相続税法および租税特別措置法の一部が改正されました。平成27年1月1日以後に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される、主な改正の内容は次のとおりです。

### 基礎控除の引下げ

遺産に係る基礎控除額が引き下げられ、相続税の課税対象となる方の範囲（相続税の課税ベース）が拡大されます。

### 【改正前】

5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人数)



### 【改正後】

3,000万円 + (600万円 × 法定相続人数)

〈例〉法定相続人が配偶者と子2人の場合

5,000万円 + (1,000万円 × 3人) = 8,000万円 ⇒ 3,000万円 + (600万円 × 3人) = 4,800万円

### 税率構造の見直し

- 最高税率の引き上げなど税率構造が変わりません。

### 小規模宅地等の特例の見直し

- 特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わります。

### 税額控除の見直し

- 未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。

### 事業承継税制の見直し (非上場株式等の納税猶予)

- 適用要件の緩和や手続きの簡素化など制度の適用要件等が変わりません。

相続税の改正内容の詳細および平成27年1月1日以後の贈与に係る贈与税の改正につきましては、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】をご覧ください。



問合せ 秩父税務署

☎22-4433